

旧公立藤岡総合病院利活用検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 旧公立藤岡総合病院（関連する建物及び土地を含む。以下同じ。）の利活用又は処分（市による公用・公共用利用に限らず民間事業者等による利用も含む。以下同じ。）の方針等について検討するため、旧公立藤岡総合病院利活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査及び検討を行い、その結果を市長に提言する。

- (1) 旧公立藤岡総合病院の利活用又は処分の方針に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表的な立場にある者
- (2) 学識経験者
- (3) 各種団体から推薦された者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 第1項に規定するほか、市長は、関係行政機関の職員をオブザーバーとして委嘱し、又は任命することができる。

(任期)

第4条 委員及びオブザーバー（以下「委員等」という。）の任期は、委員会の結果を市長へ提言したときに終了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長2人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員等以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴くこと又は必要な資料等の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に専門部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、藤岡市役所企画部企画課及び多野藤岡医療事務市町村組合公立藤岡総合病院経営管理部企画財政課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が

委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年 4月24日から施行する。